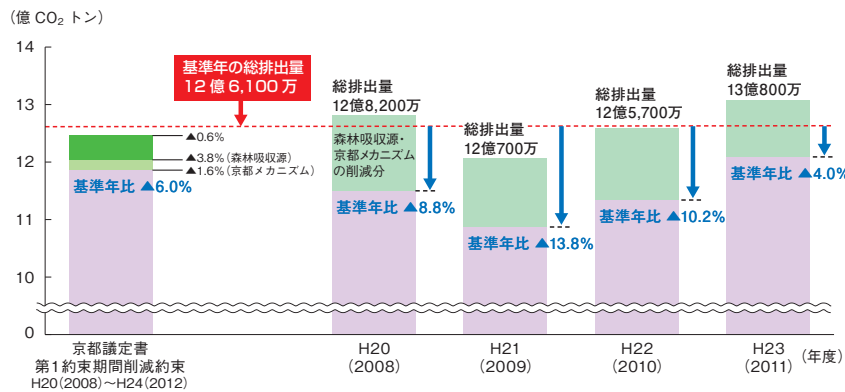


第三章 地球温暖化対策と森林

1. 地球温暖化対策の現状

- 地球温暖化対策は、「気候変動枠組条約」の下、国際的な取組が推進。「京都議定書」第1約束期間(2008～2012年)は、我が国の温室効果ガス削減約束6%のうち、森林吸収源対策により3.8%を確保する方針。
- 平成23(2011)年度の我が国の温室効果ガスの総排出量は、前年比4.0%増の13億800万CO₂トン。基準年総排出量を3.7%上回り、森林吸収量等を加味しても4.0%の削減だが、2008年度からの4カ年全体では6%の削減目標を達成。

第1約束期間における我が国の温室効果ガス排出量



資料：環境省「2011年度(平成23年度)の温室効果ガス排出量(確定値)について(お知らせ)」

2. 「京都議定書」第1約束期間の目標達成に向けた森林関連分野の取組

(1) 森林吸収源対策

- 「京都議定書目標達成計画」に基づき、森林吸収量の目標(3.8%(1,300万炭素トン)確保)に向け、間伐をはじめとする森林整備、木材供給、木材の有効利用等の総合的な取組を推進。
- 平成19(2007)年度から平成23(2011)年度までに276万haの間伐を実施。平成23(2011)年度の森林吸収量は1,392万炭素トンで、基準年総排出量の4.0%に相当。

(2) クリーン開発メカニズムによる新規植林/再植林(CDM植林)

- CDM植林は、「京都議定書」に基づき、先進国が、途上国において行った新規植林・再植林で得られる温室効果ガス吸収量を自国の排出削減目標の達成に用いる仕組み。
- CDM植林プロジェクトの実施に向けて、植林候補地の情報収集・整備などに取り組み。

(3) 森林関連分野のクレジット化の取組

- 平成20(2008)年度から平成24(2012)年度まで、「国内クレジット制度」と「オフセット・クレジット(J-VER)制度」により、二酸化炭素の排出削減・吸収量のクレジット化を実施。森林関連分野では、化石燃料から木質バイオマスへのボイラー燃料の転換等や、間伐等の森林経営活動が対象。
- 両制度を統合した新たなクレジット制度を検討。新たな制度は平成32(2020)年度までとすること、クレジットの活用先は現行どおり維持すること等を提言。平成25(2013)年度から「J-クレジット制度」を開始予定。

(4) 地球温暖化防止に向けた木材利用

- 木材利用は、炭素の貯蔵、エネルギー集約的資材の代替、化石燃料の代替により、地球温暖化防止に貢献。
- 木材利用に係る環境貢献度の「見える化」のため、「カーボンフットプリント」「建築環境総合性能評価システム(CASBEE)」に取り組み。

3. 2013年以降の地球温暖化対策の検討状況

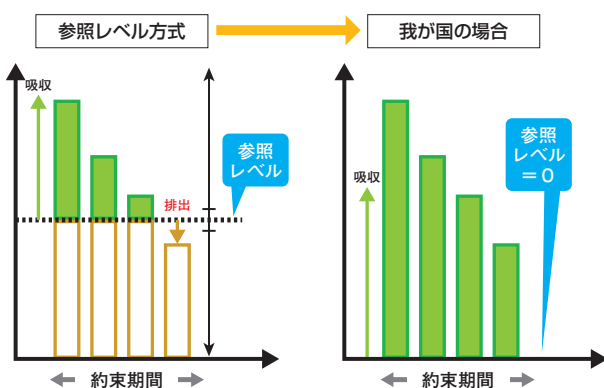
(1) 締約国会議での交渉経緯

- 2012年11月～12月にカタールで開催された「第18回気候変動枠組条約締約国会議(COP18)」では、2013年から2020年までを「京都議定書」の「第2約束期間」とすること等を決定。
- 我が国は、第2約束期間には参加しないが、引き続き、国としての目標を定め、国際ルールを踏まえて温室効果ガスの排出削減に努力。

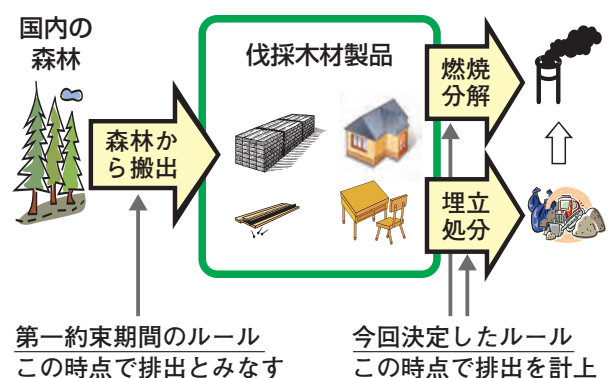
(2) 「京都議定書」第2約束期間における森林関連分野の取扱い

- 第2約束期間への参加・不参加にかかわらず、「森林経営」を含む温室効果ガスの吸収・排出量を毎年報告することが義務化。
- 「森林経営」による二酸化炭素吸収量の算入上限値は、いずれの国も、基準年(1990年)総排出量の3.5%。森林吸収量の算定は「参照レベル方式」が採用(我が国の参照レベルはゼロで、実質的に従来と同じ)。
- 新たに、伐採木材製品(HWP)における炭素量の変化を、各国の温室効果ガス吸収量・排出量として計上。

COP17(2011年)で決定された
森林吸収量の算定方法



COP17(2011年)で決定された
搬出後の木材の取扱い



(3) 我が国における2013年以降の地球温暖化対策

- 有識者会議(「森林関係の地球温暖化対策を考える会」)や全国知事会は、森林整備・保全や国産材の活用により地球温暖化問題に最大限に取り組むこと、森林吸収源対策の推進に必要な財源を確保すること等を決議。
- 森林資源の若返りも課題。